

入札情報サービス運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ちば電子調達システムのうち、入札情報サービス(以下「PPI」= Public Work Procurement Information Service という。)について必要な事項を定める。この基準に定めがないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、利用団体の条例、規則等及びちば電子調達システム利用規約(以下、「規約」という。)に従うものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の定義は、規約第2条に規定する用語のほか、次のとおりとする。

(1) 電子閲覧

入札公告文、入札説明書、設計図書等(以下「入札公告文・設計図書等」という。)をPPIで閲覧することができる機能。

(2) 指名停止等

指名停止等とは、指名停止、指名除外、文書注意及び資格停止のことをいう。

(システムを利用できる者)

第3条 利用者は、利用団体がPPIを用いて公表している情報を、原則として取得することができる。ただし、一部の情報については、各利用団体ごとに公表する対象を限定することができる。

(適用範囲)

第4条 この基準の適用範囲は、次のとおりとする。

(1) 適用を受ける情報

PPIにより公表される以下の情報。

- ・入札予定情報
- ・入札結果情報
- ・契約結果情報
- ・発注予定情報
- ・入札参加資格者情報
- ・指名停止情報
- ・入札公告文・設計図書等(電子閲覧)

(2) 適用を受ける業種

ちば電子調達システムで取り扱うすべての業種(建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品、委託)。

(3) 適用を受ける団体

規約第2条第3号において規定する利用団体。

(公表の範囲)

第5条 利用団体は、PPI を使用して公表する範囲について、前条第1項第2号の範囲内において決定する。

2 各利用団体の PPI 使用状況については、受注者ポータルページに掲載することとする。

(入札情報の公表)

第6条 利用団体は、原則として PPI において入札公告、入札予定、入札結果及び契約結果を公表する。ただし、利用団体は PPI を使用せず、又は PPI と併用して別の方法により公表することができる。

2 入札結果の公表は、落札者決定後、遅滞なく行うものとする。

3 契約結果の公表は、契約締結後、遅滞なく行うものとする。

4 各利用団体は、PPI を用いて入札結果を公表する期間を、個別に設定する。

(発注予定の公表)

第7条 利用団体は、原則として PPI において発注予定を公表する。ただし、利用団体は PPI を使用せず、又は PPI と併用して別の方法により公表することができる。

2 前項の規定により PPI を用いて公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 案件の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

(4) 利用団体が個別に定める事項

3 利用団体は、第1項の規定により公表した発注予定に関する内容について、当該内容に変更が生じた場合には、変更後の内容を公表するものとする。

(入札参加資格者の公表)

第8条 利用団体は、原則として PPI において、その有効期間の間、入札参加資格者名簿を公表する。ただし、利用団体は PPI を使用せず、又は PPI と併用して別の方法により公表することができる。

2 前項において PPI を用いて公表する事項は、以下のとおりとする。

(1) 商号又は名称

(2) 代表者役職

(3) 代表者名

(4) 所在地

(5) 調達区分及び調達種目

(6) その他各利用団体で必要と認める事項

3 利用団体は、第1項に規定する名簿の公表を、PPI を用いて原則として名簿登載日に行うものとする。

(指名停止等の公表)

第9条 利用団体は指名停止等の措置を行ったときは、原則として PPI において、指名停止者名等を公表する。ただし、利用団体は PPI を使用せず、又は PPI と併用して別の方法により公表することができる。

2 前項において PPI を用いて公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 指名停止期間
- (3) 指名停止理由
- (4) その他各利用団体で必要と認める事項

3 利用団体は、PPI における指名停止等の公表期間について個別に決定する。

(電子閲覧)

第10条 利用団体は、入札公告文・設計図書等を PPI の電子閲覧機能を用いて公開するものとする。ただし、利用団体は PPI を使用せず、又は PPI と併用して別の方法により公開することができる。

2 利用団体は、IC カード認証を利用した閲覧制限を設けることができる。

3 利用者は、前項の閲覧制限を設けられたファイルを閲覧するために、IC カードによる認証を受けなければならない。

4 第1項で公開されるファイルは、原則として Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、PDF 形式、テキスト形式及び画像ファイル形式とする。ただし、必要に応じて上記以外のファイル形式で公開することがある。

5 圧縮ファイルについては、原則として lzh 形式又は zip 形式とする。

(ダウンロードしたファイルの管理)

第11条 利用者は、前条各号の規定によりダウンロードしたファイルについては、適切に管理をしなければならない。特に IC カード認証による閲覧制限があるファイルについては、細心の注意を払い管理するものとする。

(入札公告文・設計図書等の追加、変更)

第12条 利用団体は、公開されている入札公告文・設計図書等に追加の事項又は変更の事項がある場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 利用者は、入札公告文・設計図書等に追加、変更がないか常に注意をするものとする。

附 則

本基準は、平成23年4月1日から施行する。